

公益社団法人長崎県柔道整復師会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人長崎県柔道整復師会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、日本の伝統医療である柔道整復学及び柔道整復術の進歩発展と柔道整復師の資質の向上を図るとともに、保健・医療・介護に関する諸制度の円滑な運営と健全な発展に寄与することにより、県民の福祉の増進に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業
- (2) 柔道整復師の振作昂揚に関する事業
- (3) 柔道整復師の資質向上並びに指導、養成に関する事業
- (4) 柔道整復術の医学的研究及び柔道整復術の向上発展に関する事業
- (5) 県民の医療、保健、福祉、健康保持及び体位向上に関する事業
- (6) 介護予防及び介護支援に関する事業
- (7) 柔道整復術を活かした災害時等における救護活動に関する事業
- (8) 会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
- (9) スポーツ青少年団等に対する柔道整復術の模範実技及び講演等を行うことにより青少年の体育の健全な育成の協力に関する事業
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は長崎県内で行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 長崎県内において柔道整復を業とする柔道整復師であつて、本会の目的に賛同して入会した者。
 - (2) 準会員 準会員は、正会員が施術・管理する同一の施術所に勤務する柔道整復師とする。
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会に正会員又は準会員として入会する者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程の基準により、理事会においてその可否を決定し、これを入会申込者に通知するものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費等を支払わなければならない。

- 2 準会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において定める会費規程に基づき入会金及び会費等を支払わなければならない。
- 3 既に納入した入会金及び会費等は返還しない。
- 4 本会の定款・定款施行細則及び関連規程における入会金及び会費等とは、(公社)日本柔道整復師会入会金・会費、九州ブロック会費及び各種負担金を含むものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(懲戒)

第9条 会員が次の各号の一に該当したときは、第4項に定める理事会又は理事会及び総会の決議を経て、その会員を懲戒することができる。

- (1) 本会の定款又は規則その他の規程に違反したとき
- (2) 法令に違反して、刑罰に処せられ、又は行政処分を受けたとき

- (3) 本会の入会金及び会費等を滞納し、かつ、催告を受けてなお納付しないとき
 - (4) 本会又は本会の会員として信用と名誉を傷つける行為をしたとき
 - (5) その他正当な事由があるとき
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。
- (1) 戒告
 - (2) 各種医療保険の取り扱いに関する権利の停止
 - (3) 除名（前項第3号に該当する場合を除く。）
- 3 懲戒は、その事由に該当すると認められた会員に対し、決議の前に、理事会において、十分な弁明の機会を与えなければならない。また、前項第3号に定める方法（除名）による場合は、当該会員に対し、総会の1週間前までに、当該総会において除名を審議すること、かつ、その決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。
- 4 懲戒は、第2項第1号又は第2号に定める方法（戒告又は会員に与えられた権利の停止）による場合は理事会の決議により、また、第3号に定める方法（除名）による場合は理事会の決議を経たうえ、総会において総正会員の半数以上であつて、かつ、総正会員の議決権の3分の2以上の多数決により、これを決する
- 5 入会金及び会費等の滞納者に対しては、催告を行い、催告後6か月を過ぎても納入がないときは、第2項第2号に定める方法（各種医療保険の取り扱いに関する権利の停止）による懲戒を行う。また、次項に定める当該懲戒の通知後、6か月を過ぎても未納の場合は、会員資格を喪失するものとする。
- 6 第4項により懲戒が決議されたとき、又は前項により会員資格を喪失したときは、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知する。
- 7 本条に定めるもののほか、懲戒に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、規則をもってこれを定めることができる。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたとき
- (2) 柔道整復師の免許を失ったとき
- (3) すべての正会員が同意したとき

（会員の資格喪失に伴う権利及び義務）

第11条 会員の資格を喪失したとき、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 会員が資格を喪失しても既に納入した入会金及び会費等は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年度1回、事業年度終了後の3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総会を招集する場合には、理事会の決議により決定された次に掲げる事項を記載し、総会の2週間前までに書面をもって正会員に対して、その通知を発しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項があるときは、当該事項
- (3) 総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる旨

(4) 前各号に掲げるもののほか、法令で定める事項

(議長及び副議長)

第 16 条 総会の議長及び副議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

- 2 議長は、当該総会の公正かつ円滑な運営を確保するため、秩序維持及び議事整理を行い、副議長はこれを補佐する。
- 3 議長は、その命令に従わない者その他当該総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員の過半数の出席により成立する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散及び残余財産の処分
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第 20 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、法令で定めるところにより、書面をもって、又は他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、第 17 条及び第 19 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 名が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員等

(役員の設定)

第 22 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 12 名以内
 - (2) 監事 2 名
- 2 理事のうち 1 名を会長とし会長以外の 1 名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び、その他の理事をもって法人法第 91 条に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長を含む業務執行理事は、理事会において選定する。この場合において、理事会は総会の決議により会長及び副会長候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、本会の職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、その業務を執行する。
- 4 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、その業務を執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、事業年度毎に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自

己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事会の職務の執行を監査し、法令及びこの定款で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 3 その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

- 第 26 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で役員等の報酬及び諸費用弁償に関する規程に従い報酬及び費用を支払う。

(役員責任の免除)

- 第 29 条 本会は、法人法第 111 条第 1 項の責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員が職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

- 第 30 条 本会に名誉会長、相談役、顧問及び参与を若干名置くことができる。
- 2 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、学識経験者、又は特に本会の発展に寄与した会員(現職役員を除く。)のうちから理事会の決議を経て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長、相談役、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、本会の各種会議に出

席して意見を述べることができる。ただし、総会における正会員としての表決を除き、表決に加わることはできない。

- 4 名誉会長、相談役、顧問及び参与の任期は、委嘱した会長の在任期間とする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び副会長を含む業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的を記載した文書若しくは電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催ができる。
- 4 会長が欠けたとき、又は事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が理事会の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき、議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(業務機関)

第 38 条 理事会は、本会業務を分掌させるための部会、委員会、諮問機関等を設置することができる。

第 7 章 支部

(支部の設置)

第 39 条 本会に、地域での活動の活性化と円滑な事業遂行のために支部を置く。

2 支部に関する事項は定款施行細則に定める。

第 8 章 事務局

(事務局)

第 40 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び事務局次長は、理事会の決議により任免する。

4 前項以外の職員は会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品及び助成金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(財産の管理及び運用)

第42条 本会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により定める。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。
- 3 第1項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 5 本会は、第2項の定時総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計規程)

第46条 本会の会計に関し必要な規程は、理事会の決議を経て別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

第47条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第45条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第49条 本会は、総会の決議その他法令に定めるところにより、他の法人法上の法人との合併又は事業の全部の譲渡を行うことができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第51条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は会長、小柳博とする。
- 3 最初の業務執行理事は、次のとおりとする。
副会長 中村英昭
理 事 隅 郁史
同 石本義一
同 太田恵一郎
同 今道昭哉

同 島田哲也
同 岩永福則
同 坂口孝之
同 松永正司
同 高橋賢一郎
同 藤田裕紹

- 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 5 この定款は、平成27年6月1日から一部改正し施行する。